

登録電気工事業の廃止の届出について

電気工事業を廃止したときは、廃止の日から３０日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

１ 廃止の届出に必要な書類

- (1) 電気工事業廃止届出書（様式第 12）
- (2) 登録電気工事業者登録証

※ 紛失などにより登録電気工事業者登録証を返納できない場合は、登録電気工事業者登録証紛失届出書を提出してください。

※ 失った登録電気工事業者登録証を発見したときには、遅滞なく返還してください。

２ 届出方法

上記の必要書類をそろえて、提出してください。

様式第12【第8条】

電気工事業廃止届出書

× 整理番号	
× 受理年月日	

年 月 日

広島県知事様

(〒 -)

住 所

ふりがな
氏名または名称

法人にあっては
代表者の氏名
電 話

電気工事業を廃止しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日および登録番号

年 月 日 広島県知事第 号

2 電気工事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

(備考) 1 ×印の項は、記載しないこと。
2 交付されている登録証を添付してください。

登録電気工事業者登録証紛失届出書

年 月 日

広島県知事様

住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名

登録電気工事業者登録証を紛失しましたので、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号

2 紛失年月日